

懲戒処分の公表

下記のとおり懲戒処分を行ったので「比企広域市町村圏組合職員の懲戒処分に関する公表基準要綱」に基づき、公表します。

記

1 処分内容

所 属	役 職	年 代	内 容
東松山消防署	課長	50歳代	減給10分の1 3月
東松山消防署	課長補佐	50歳代	減給10分の1 2月
小川消防署嵐山分署	主任	30歳代	戒告

管理監督責任として当時の小川署長を訓告、副署長を文書注意、訓練計画作成者である課長補佐を文書注意

2 処分年月日

令和8年3月27日（金）

3 事案の概要

令和7年2月業務中、訓練準備において、鉄骨をエンジンカッターで切断作業の際、火花が下草に着火、延焼拡大し林野火災を発生させたもの